

行方市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 11 日

行方市長 高 須 敏 美

行方市規則第 7 号

行方市行政組織規則の一部を改正する規則

行方市行政組織規則(平成 17 年行方市規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 2 項第 1 号イ中(イ)から(エ)までを削り、(オ)を(イ)に、(カ)を(ウ)に、(キ)を(エ)に、(ク)を(オ)に、(ケ)を(カ)に、(コ)を(キ)に、(サ)を(ク)に、(シ)を(ケ)に、(ス)を(コ)に、(セ)を(サ)に、(ソ)を(シ)に、(タ)を(ス)に、(チ)を(セ)に、(ツ)を(ソ)に、(テ)を(タ)に、(ト)を(チ)に、(ナ)を(ツ)に、(ニ)を(テ)に、(ヌ)を(ト)に、(ネ)を(ナ)に、(ノ)を(ニ)に、(ハ)を(ヌ)に改める。

別表第 3 第 5 項第 2 号中(ネ)を(ヒ)とし、(ヌ)の次に次のように加える。

- (ネ) 霞ヶ浦ふれあいランドの企画調整に関する事。
- (ノ) 道の駅「たまつくり」に関する事。
- (ハ) 観光物産館「こいこい」に関する事。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。